

第4回 古賀市景観計画策定委員会 会議録
(要約筆記)

【会議の名称】 第4回 古賀市景観計画策定委員会

【日時・場所】 平成30年6月19日（火）19時00分～
リーパスプラザこが 302洋室

【議題】

1. 開会
2. 議事
①古賀市景観計画（案）について
3. 事務連絡
4. 閉会

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

委員（識見者）：日高圭一郎委員、箕浦永子委員、松山祐子委員

委員（市民会議代表者）：新田昌彰委員、中村直史委員、今村恵美子委員

事務局：都市計画課 水上課長、澤木係長、増田、青崎、福山コンサルタント2名

【欠席委員の氏名】 なし

【庶務担当部署名】 都市計画課

【委員に配布した資料の名称】

1. 会議次第
2. 古賀市景観計画（案）
3. パブリックコメントの意見とその反映について
4. 住民説明会についての資料一式

【会議の内容】

1. 開会

2. 古賀市景観計画（案）について

委員：P9の図にある「鹿部田淵遺跡」は、「みあけ史跡公園」の方が市民の方になじみのある名称ではないか。

事務局：「みあけ史跡公園」に変更した方がよいか。

委員：市の印刷物でも「みあけ史跡公園」が一般的であるように思う。

委員：史跡の名称としては「鹿部田淵遺跡」が正しいのではないか。

事務局：史跡と公園で色分けをしているため、併記できないか検討する。

委員長：記載方法について、工夫してすること。

委員：同じくP9にて、オレンジ色が「集落」となっているが、言葉として正しいか。「まちなみ」の方がしっくりこないか。あくまで個人的な意見だが、「集落」というのは5軒か10軒しかないようなイメージである。

事務局：100軒くらいあるところも「集落」と呼んでいる。ここでは、特に「市街地」と呼び分ける意味で「集落」という言葉を使用しており、「市街地」は、商業地や工業地も含め、まちがより広域に連担して形成されているところを指している。

委員：谷山や米多比にも新しい家がどんどん建っているが、やはり「集落」であると思う。

委員：写真が全体的に暗いと感じる。P5の小山田斎宮など、暗く感じるが、撮影技術の問題なのか。

事務局：被写体を大きく写しているので、空が写っている面積が少ないことが一つの原因でないかと思われる。雨の日の写真は使用しないようにしているので、天気の場合ではないと思われる。一度写真については見直しを行っている。

委員長：これは会議資料としてカラープリンターで印刷しているものなので、成果物はよりよくなるはずである。プリンターの性能の問題もあると思う。

委員：計画書をとおして、フッターに同じ模様がデザインされているが何か意図があるのか。デザイン的に難しいのかもしれないが、古賀市を表しているのであれば海も入れてほしい。個人的には、模様があると中身がぼやけてしまうし、ページも見にくいと思う。ヘッダーのデザインは良いと思う。

事務局：デザインとして入れていたが、検討する。色を薄くすることもできるし、全て削除することもできるので、変えてから見比べてみたいと思う。

委員：P5のように、フッターのデザインに写真が被っているようなところはよくないと思う。ページ下部にスペースがあるところは、デザインがあった方がいいと感じる。

委員長：事務局で検討すること。

事務局：ビジュアル的な面については、先ほどの写真も含めて、全体的に検討する。

委員：P18の写真について、文章の中には五所八幡宮が出てきているのに、写真が熊野神社になっている。また、筵内の写真が田園風景になっているが、菜の花の写真に変更してどうか。

事務局：筵内の菜の花の写真は市で所有している。変更について、検討する。

委員長：極力文章と合うような写真とした方がいい。

委員長：P7の図のタイトルについて「景観を構成する3種類の景観」というのはちょっとおかしいのではないか。

事務局：元々は「景観を構成する3種類の要素」という言葉だったのが図とともに変わってしまっている。

事務局：「要素」と「景観」と「特性」という同じような言葉が存在していたので、「特性」と「景観」の2つの言葉で整理した経緯がある。図のタイトルについては、変更する。

委員：同じP7の自然の景観のところ「農地」という言葉が使われているが、さとゾーンの景観形成方針では「田園」という言葉が使われている。

事務局：意識して使い分けていたわけではないので、言葉の使い方について、再度検討する。

委員：P7やP9の図の白地の部分はどのような景観の場所なのか。

事務局：データは航空写真から読み取っている。白地の部分は、どの景観に入れるか難しいもので、空き地、商業施設、ため池などである。

委員：解体業者等がずらっと並んでいるところもあり、景観としては気になる部分。そういうものが白地になっていると思う。

事務局：例えば、白地は「その他」という形で入れ込んでも良いと思う。記載方法について、再度事務局で検討したい。

委員：P9の右下の凡例で「史跡・名勝」となっているが、「名勝」と「名所」とは違うのか。

委員：文化財保護法の「名勝」に指定されているものを示しているのではないのか。

事務局：「史跡」は指定されているものを示しているが、「名勝」は指定されていないものも含まれている可能性があるので、確認する。

委員：一般的な使い方としても、「夕日の名所」というのはあるが、「名勝」とまで言えるのかは気になるところである。

委員：「名勝」として指定されていないところを「名勝」として掲載するのは良くないので、指定されていないものを図に載せる場合は「名所」に変更するべきである。

事務局：「名勝」に指定されていないものがあれば「名所」に変更したいと思う。

委員長：誤解が生じないような表記とすること。

委員：P9の左下に記載されている数字の単位はメートルなのか。この地図の縮尺が1/2000ということか。

事務局：メートルであり、単位については記載する。縮尺は1/2000ではない。

委員：海拔は、記載する必要はないか。

事務局：P4に構造断面図はある。

委員：山の標高を入れてはどうか。

委員長：P9の図面の2,000メートルというのは、例えば各フットパスがどれくらいの距離なのかというのを見るのに必要であると思うが、標高は数値を示しても一般の方には読み取れないと思う。

事務局：山頂のマーク（▲）を入れてはどうか。

委員：これくらいの高さなら家族で登ってみようかなと思うような山が分かるように、フットパスの延長として入れてもよいのではないかと感じた。

委員長：登れるところと言うと、例えばどの山を入れたらよいか。

委員：岳越山、鹿部山と興山園は入れてもよいと思う。

委員長：標高にまでなると、フットパスのガイドマップなど、計画ではない部分で周知した方がよいかもしいない。

事務局：海拔や標高まで入れると図が煩雑になるため、計画内に掲載する図としては難しいと思う。

委員：P12の目標の「うみ・まち・さと・やまの魅力と」の後の「、」は不要ではないか。

委員長：ブランクにしてはどうか。「、」に意味があればそのままでもいいが。

事務局：特段意味があるものではないので、削除する。

委員：P15下部の図にあるニュータウンのようなところも「集落」のオレンジに含まれるのか。

委員長：ご指摘の図は、市街化区域の住宅地である。

事務局：中には新しい民家が含まれる地域もあるが、基本的には古くからの民家が立ち並んでいるところを「集落」として示している。

委員長：P20、21のようなどころにある住宅地を指すと思う。

委員：もう少し古賀らしい風景の写真があるとよい。色姫の墓の周辺や青柳の集落などの写真があれば良いと思う。

委員長：具体的に、計画案のどの場所にどこの写真があればよいというものがあるか。

委員：青柳は歴史だけではない。さとゾーンに集落の写真をいれてはどうか。

委員長：その部分については、見直しを行うということであったが、市民会議の際に撮影している写真で集落の写真はなかったか。

委員：まち歩きの際に訪れた、薬王寺に向かう途中の道の付近にある集落の感じが良かった。

事務局：薬王寺の写真を使用するのであれば「やまゾーン」になる。「集落」の写真は計画の中にはなかったもので、入れてよいと思うが、検討する。写真については、みなさまそれぞれ意見があると思うが、入れたいもの全てを掲載すると写真が

多すぎるため、どれを入れてどれを消すか要望すべてに答えられない可能性がある。先ほど話にあった、文章との整合の部分も含めて再度全体を検討したいと思う。

委員長：さとゾーンについては、意見がたくさん出ているので、よく検討すること。

事務局：「集落」のイメージ図は、現在やまゾーンに入れているため、写真もやまゾーンの方がいいと思う。さとゾーンでは、筵内などに集落がある。

委員長：全体の整合もあると思うので、再度整理すること。

委員：P8 (2) の「古賀市景観計画においては・・・」以下3文は (3) に入れたほうが良いのではないかと。古賀市のフットパスでなくても、日常利用する全ての歩く道はフットパスではないのか。

また、(3)の文章には、「歩いてん道」と「ウォーキングコース」について、「古賀市景観計画策定においては、代表的なフットパスと考えた」という文章が必要ではないかと。

委員長：(2) では、「古賀市景観計画においては」という言葉は不要ではないかということか。

委員：そうである。

事務局：古賀市においては、幹線道路もフットパスと考えたが、フットパス本来の意味からすると、幹線道路のような大きな道はフットパスに入らないと思い、「古賀市景観計画においては」という言葉を入れている。

事務局：フットパス協会の定義から言うと、全ての道がフットパスというわけではない。フットパス協会では「森林や田園地帯、古いまち並みなど昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小路」なので、正確にいうと幹線道路沿いの歩道などはフットパスではない。

委員長：「古賀市景観計画においては・・・」の部分で文章ごと削除されればよいのではないかと。そのうえで、(2) に古賀市の代表的なフットパスについて記載し、(3) でフットパスからの景観を景観計画策定では重視したということが書かれてあればよいのではないかと。そのような構成でよいかと。

委員：よい。

委員：P42の (2) 1) に記載されている「大規模な公園等」の「大規模な」という文言は入れたほうがよいのか。身近な公園もきれいに保たれる必要があるのでは。

事務局：市内には200箇所近くの公園がある。グリーンパーク等の大きな公園に関しては市で委託して草刈りなどの管理をしているが、小規模な公園については、数が多すぎて市では管理できないので、各地元に管理をお願いしている。そのため、「大規模な」という文言を入れている。当初案では、この後に「なお、小規模な公園については、地元での管理を依頼する。」というような文章を記載していたが、くどくなると思い削除した。

委員長：P41の2) に市民・事業者によるボランティア活動として、公園の清掃活動が記載されているが、これが小規模な公園ということか。

事務局：そうである。

委員：P5の(2) 歴史文化の景観に「青柳しょうゆ」と固有名詞が入っている。建物としては確かに古く、歴史的な価値もあると思うが、現在も営業しているため、公的な計画書に個人商店の名称を入れていいのか。

事務局：都市景観賞には選ばれているが、景観計画に掲載することについて、確認をとっていないため、確認したいと思う。

委員：掲載の許可を得られるかというよりは、掲載するべきではないのではないかという意味である。

委員：「しょうゆ店」のように固有名詞にしなければよいと思う。

事務局：文章について、検討する。

委員：例えば、薬王寺温泉の温泉宿など、「青柳しょうゆ」を載せるのであればこちらも店舗名を載せるべきではないか。個人的には、固有名詞は除外したほうが良いと考える。

委員長：市としてどう考えるか検討すること。

委員：併せて、P5下部の店舗外観の写真も差替えたほうがよいと思う。例えば、西構口跡の写真にしてはどうか。

委員：青柳宿の灯籠はシンボルなので、そちらでもよいと思う。

委員長：写真については、文章と併せて検討し整理すること。

委員：P9の歩いてん道（浜辺コース）の写真があまりきれいではない。海がほとんど写っておらず、右側に写っているのは県が設置している柵だと思うが、壊れかけている。P6の左側のような写真がよいのではないか。

委員：奥に写っているのが、海であるかどうかこの写真ではよく見ないと分からない。

事務局：歩いてん道ではなく、歩いてん道から海側を見た風景の写真に差し替えるよう検討する。

委員長：これまでの計画案からの変更箇所としては、P41～43が比較的大きく変わっているがどうか。

委員：具体的に記載されており、よいと思う。

委員長：P32の景観重点区域については、当初具体的に地域名を挙げていたが、可能性は残しておきたいという意図でこの形になっている。この部分についてはどうか。

委員：P33等に記載されている指定基準の文言は、景観法に則しているのか。

委員長：趣旨的には則しているが、この文言自体が景観法に書かれているわけではないと思う。

事務局：景観法には指定の基準を定めることができるとあり、詳細の文言については、市で作成しているものである。ただし、この部分については、多くの先進地の計画でも似たような記述となっており、一般的な内容であると思う。

委員：指定が想定されている建造物や樹木はあるのか。

事務局：現時点で具体的な候補はない。

委員：景観重点区域の記述について、場所が変わっていると説明があったが、元々はどこに記載されていたのか。

事務局：第2章の最後に記載していた。当初は、本計画においてはあくまでも重点区域の候補で、指定はしないので規制ではないということで第3章から外していたが、今回はその逆の考え方で、いずれ指定されれば規制になるということで第3章に記載している。

委員：指定をされると、重点区域について、第2章にも方針を出さなければならなくなるのか。

委員長：そういうケースもある。やり方次第である。

事務局：実際に指定する際に検討することとなる。

委員長：今のところはゾーンごとの方針が景観重点区域候補の方針でもあるという位置づけになっている。指定することになれば、計画の変更ということになるので、その際に検討される。

事務局：計画の変更を行う際には、景観審議会が立ち上がっているのです。そちらで内容について審議いただくこととなる。

6. 事務連絡

- ・景観計画案は8月を目途に作成予定
- ・景観条例・屋外広告物条例は9月または12月議会にて上程予定
- ・来月策定委員会を開催予定（屋外広告物条例について）

7. 閉会

以上